

(午後 1時30分)

○議長（佐藤忠吉） ただ今の出席議員は11人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年第4回真室川町議会臨時会を開会いたします。

ただちに、会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程にしたがい進めてまいります。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、会議録署名議員の氏名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において指名いたします。8番佐藤正美君、9番佐藤一廣君の両名を指名いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会に諮り、本日1日限りとの報告がありました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3**、諸般の報告をいたします。地方自治法121条の規定により議案等の説明のため出席要求を求めています。お手元に配布しておりますとおりに出席する旨通知がありました。

6月3日からの私の日程報告と皆さま方と私の当面の日程を参考資料としてまとめておきましたので、ご参照ください。

また、平成24年度の社会福祉法人の決算状況について、報告をうけております。事務局に揃えておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、町監査委員より、平成25年6月の例月出納検査報告書の提出を受け、議長室に揃えておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

私の方からは以上であります。執行部から報告はございませんか。町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 3点について報告します。

1点目は、菅内閣官房長官との意見交換会についてでございますが、6月17日に東京において新庄、湯沢高規格道路建設促進同盟会としまして、菅内閣官房長官、鶴保国交副大臣、国土交通省菊川技監とこちら側、同盟会としましては岸、阿部両代議士、伊藤、小松両県会議員と最上8市町村との意見交換会に出席してまいりました。新庄、湯沢高規格道路の予算化についてのお礼と、早期完成に向けての要望を行ってきたところであります。

2点目は、町消防総合大会についてであります。23日に町消防団総合大会が防災センターで行われ、午前中の各地区予選を勝ち抜いた13チームで決勝を行い、小型動力ポンプの部で安久土チーム、自動車ポンプ部で末広町チームが優勝しました。小型動力ポンプ部の最上支部大会は、7月28日に広域消防本部で行われます。

3点目ですが、町民の死亡事故についてであります。ご存知の通り東町2区の早坂卓夫さんが、気球の事故で亡くなりました。町活性化のリーダーとしてこれからも期待をしておりましたが、誠に残念で、謹んでご冥福をお祈りいたします。

今後の日程であります。7月7日に中央公民館で第27回真室川音頭全国大会、更には真室川町地域フォーラム、総合運動公園の方で第18回分館対抗軽スポーツ大会が開催されますので、ご出席をお願いいたします。

以上であります。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4、議案第46号** 町長、副町長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 平成25年第4回真室川町議会臨時会に提出しました、議案第46号 町長、副町長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の設定についてであります。

本件は、国が要請している地方公務員の給与削減に対応するため、特例的に特別職の給与を7月1日から平成26年3月31日までの間、町長5%、副町長3%、教育長2%減額するための当該条例の設定であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を行います。質疑ありませんか。1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 議案第46号についてであります。47号にも関連しつつ質問をさせていただきたいと思っております。まず、この議案につきまして、国からの要請に基づいてこうした提案がされていると伺いましたが、これは法的にはどのような位置付けなのかということをお改めご説明をお願いしたいと思います。

また、職員の給与削減と臨時の措置としましても、労働基本権の一部を民間労働者に比べまして、奪われている状態での代替措置としての人事院勧告制度、これとの関係ではどのようにお考えなのかということもお伺いしたいと思います。

職員団体との協議を恐らく行われていると思いますが、その結果についてもご報告をいただきたいと思っております。

更に、震災復興という名目が国の国家公務員給与削減の中ではあったわけですが、具体的にはどのような形で行われているのか、これもお聞きしたいと思います。

それから、地域経済に関してどのような影響を与えるかという試算をされているかどうか。

されていれば、その内容も教えていただきたいと思います。

以上、質問致します。

○議長（佐藤忠吉） 平野勝澄君に申し上げます。

ただいま、議案第46号 町長、副町長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例の議案を上程しておりますので、それに関連した分の回答を執行部から申し上げます。

なお、職員の分については、議案第47号で申し上げますので、再度質問をしていただきたいと思います。

町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 法的には何らないもので、実質的に町としてやるものであります。

また、組合との協議ということではありますが、組合の協議で町長の話は出来ません。

震災復興ということではありますが、これに対して国の方がもう始まっているわけで、もう2年目になってきているわけで、同時にやっていたらというようなことがあろうかと思っております。こういう復興に向けてということできていますので、そのように使われるものと思っております。

地域経済、これは国でも始まっているわけです。国としても何らかの消費の低迷ということはあるかと思っております。当然、地域にとってこれらの影響があるとは思っているところであります。町長分ということではそうでもないと思うのですが、震災というようなことで、当町としては、昭和50年に大変な、甚大な水害、その際に全国の皆さんからご協力をいただいた経緯があります。私も被災者の一人として大変有り難く思っております。そういう対応ということでは、我々もですね、震災に対してやっていくということは大事なことであろうと考えているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 震災復興にかかわって、私宮城県に数度ボランティアに行ってみまして、その場で実際に被災者のお話を伺いました。その中で、特に被災者の方々が求めているものの一つに、医療費の減免の問題があります。国としては、2013年3月にこの減免措置を打ち切り、宮城県も今年度打ち切りを行ったということで、大変困っていらっしゃる。こういったところに手が届かないような形で、震災復興に予算を回すということが、果たして信頼を受けるような話なのかどうかということに、私は疑問に思います。その辺りどうお考えか。具体的に予算措置として国が地方交付税を削った分を震災復興に回すことは行われているか、どうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） それは国がやると行っていることでありますので、私達はそれを信じて行いたいと思っております。

- 議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。6番 大友又治君。
- 6番（大友又治） この特別職の臨時特例の削減によって、どの位削減になるのか、その金額、それ1点だけお伺いしたいと思います。
- 議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。
- 総務課長（新田隆治） 削減される額についてお答えいたします。町長と教育長分を合わせて39万円でございます。町長にあつては5%で295,200円、教育長にあつては93,240円これが減額されます。9ヶ月分であります。今回の措置の合計金額でございます。
- 議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。2番 菅原道雄君。
- 2番（菅原道雄） 確かに、我々の町も86水害という大きな災害を受けて、全国各地から援助を受けたわけなのですが、本当に感謝しているわけなんです。それで、この復興のために削減するということは私も賛成ですが、この町長5%、それから教育長が2%の根拠ですね。やはり課長職が3%以上やっている。それから各町村の例を見ますと、特別職は平均して7.5%とか、5%とかそういうふうな数字が出ておりますが、その辺の真室川町で5%、2%にした根拠をお願いしたいと思います。
- 議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。
- 総務課長（新田隆治） その数値を出した根拠でございますが、既に実施した、またはしようとしている市町村で、これについてはバラツキがございます。元々、国においてなされたものでございますけれども、国の特別職にあつては、内閣総理大臣にあつては30%、大臣、副大臣が20%、政務官、公使、大使、もしくは各委員長が10%という率になってございます。特別職でございます。後は、一般職の国家公務員については、まあ、これは私共とは対応しないのですが、この次の議案にございますので、そちらで述べさせていただきますが、概ね9.77%という率になっています。今回、町長それぞれの率をやったということでございますけれども、町長が就任されましてから、特別職の給与を削減してございます。ご存知の通り、町長20%削減をしてございます。それにともなって、副町長の額、教育長の額もそれぞれ改正をしてございます。これは本則、所謂他の市町村にあつては、特例条例ということで、所謂期末手当等には影響しない。本俸のみを削減していると。これは30とかしている市町村もございますが、県内唯一当町のみが本則で、所謂期末手当にも減額をすると、既に行つてございますので、それらを加味した部分。後は、この減額の率に応じて計算をし直すとそれぞれ5%、3%、2%という当時の減額率でございますので、今回もそれに当てはめてみましたということでございます。
- 議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。
- これより、討論を行います。討論ありませんか。1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 私からは反対の立場での討論をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） まず、原案に反対者の発言を許可します。

○1番（平野勝澄） 私はこの議案第46号の議案に反対の立場から討論させていただきます。

まず、第一にこの国からの要請ということでありますが、地方交付税の削減と一体にして、このように職員給与の削減を求めてくるというやり方は、地方自治への乱暴な介入であろうと私は考えます。

また、震災復興名目と言いながらも…。

○議長（佐藤忠吉） 平野議員。今、職員と言ったけれども、特別職ですよ。そこを間違えないように。

○1番（平野勝澄） 失礼しました。職員ではなく特別職もそうですが、私、特別職の給与削減もこれは期を逸にするものと考えますので、先ほどのところを職員ではなく特別職に置き換えて、改めてご理解いただきたいと思います。

町長の答弁にもありましたように、震災復興ということ国を信じて預けるほかないというお考えでしたが、これは即ちなんら震災復興へ予算を回すという補償はなされていないということだと考えます。また、特別職におきましては金額的にはそう多くないという考え方も出来るかもしれませんが、47号にある職員給与のものと合わせますとこれは地域経済に与える打撃も決して少なくないものであろうと思います。

更に、これは安倍内閣が掲げているデフレからの脱却も逆行する方向ではないかと。民間にも労働者の給与の増額を安倍首相が求めるというような中で、一方で地方自治体に関しては特別職や職員の給与を削減しろと矛盾ではないかと私考えます。そして、最後に、こうした方法で公務員の給与削減、これともう一つ参議院の審議の中で、最終的には廃案となりましたが、生活保護費の削減等々と合わせまして、これから行われる社会保障制度の様々な削減や消費税増税への地ならし、言わば一般庶民に対するガス抜きとして行われると、そういうような側面もあろうかと思えます。

以上の観点から、私はこの議案第46号には断固反対するということを表明しまして、反対の討論とします。

○議長（佐藤忠吉） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成者起立 ）

○議長（佐藤忠吉） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第5**、議案第47号 真室川町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 議案第47号 真室川町一般職の職員の給与の臨時特例の条例に関する条例の設定について。本件は、国が要請している地方公務員の給与削減に対応するため、特例的に一般職の給与を7月1日から平成26年3月31日までの間、行政職給与表第1表の1級および2級の職員は2.1%、3級から6級の職員は3.1%、行政職以外の職員については行政職に相当する給与表の適用給に応じた削減をするための当該条例の設定でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を行います。質疑ありませんか。3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 私の方から、まず第1点。労使交渉の経過についてお伺いしたいと思います。今回の問題については、先ほど来からあったように、復興財源を確保することを目的として、国家公務員給与が7.8%削減されたことから、端を発しております。国家公務員の給与削減にあたって、国家公務員組合の集合体である公務員連絡会で、国家公務員改革関連4法案を成立させることや、地方公務員に削減を波及させないことを条件に、十分な協議のもと労使合意をして実現をしたものであります。こういう状況の中で、なぜ思いきって今回6月臨時議会に給料削減条例が上程されたか、この件についてもお伺いをしたいと思います。

2点目は、所謂地域経済のことについてどう整理をして考えたのか。一般職員の給与を削減することによって、1,400万円余の削減されるということであり、これは所謂言い換えれば、今、商工会でプレミアム券を今1,000万円ですか、それを上回る位の町の経済に対する波及効果が非常に大きいんですよ。この経済の関係について言いますと、山形県の公務員の給与削減することによって、山形の経済にとって総額で171億7,000万円マイナスの影響があるということになりますし、更に県内の産業の生産額についても75億7,000万円程生産額が下がると。そして、雇用についても550人程雇用数が減るとい、こういうような状況の中でですね、どう町として、なぜ7月1日に急いでですね、やった根拠などを一つお伺いしたいと思います。

後はですね、3点目についてはですね、地方6団体、所謂これは全国の町村長の集まりもそうですけれども、我々の議会もですね、全国の議長会もですね、この公務員関係の削減については反対をしているんですね。町長もその中のメンバーになっているわけですから、そういったものをどう整理をして今回の臨時議会に提案をしたのか、このことについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 状況について私の方からお答えしたいと思います。交渉につきましては、町長が入ったものが2回でございます。私が行ったものが予備を含めて2回、都合4回。1回目は額、率を提示してございませんので、これを除けば3回というようなことになろうかと思えます。組合についても、十分組合の方もその経過、背景については十分理解をしている。背景ですね。このような措置に至ったことは理解をしながらも、地方交付税の削減分を給与でなぜ返さなければならないのかというのは当然の疑問でございます。これは私共も町長も含めて自治体の長とすれば、本来あるべき姿ではないということは重々承知はしてございます。ご存知の通り、国の給与の決定方法と、地方公務員の給与形態については、それぞれを地方は国を順ずると、順ずるといような言い方をされていますが、ご存知の通り人事院勧告及び人事委員会等のそれらの状況を勘案しながら、それらをもって決めるというのがこれまでの流れでございますし、当町においても、独自削減というものをやってきた経過はございません。しかし、10年程前に地方交付税の削減という大きなショックがございました。この時点では、新庄市もございましたし、県内数市町村がこの危機感から現実にこの地方税が減額されたと、減額支給されるということから独自の給与削減措置を行ったものもございます。したがって、これら人事院勧告等に基づかないものにおいては、やはり自治体独自の決定という形になるものでございます。

先ほど、影響等については、真室川町、額は1,400万円程でございます。が、県の、これは他のところで作った資料ではあるのですが、外山議員も同じなのかなと思うのですが、これ山形県の職員組合が作ってですね、県内に影響を及ぼすものというような額で出しております。確かに、この試算が妥当かどうか分かりません。しかし、山形県の職員組合としては、かなりの影響があるというふうにいたしているものであります。実質的に、私、真室川町の中ではどの程度の給与削減1,400万円されたことによって、地域経済に成される影響については、調査する指標等もございませんので、これについては、数値的には申し上げることはできませんが、やはりこのような措置が続けば、やはり職員の支出については当然抑えられるものということは重々理解してございます。しかしながら、町長も申しましたように、これについては、東日本大震災を契機として防災減債事業に積極的に取り組むと共に、長引く経済の景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。よって、地方公務員においてもこれに協力をして欲しいという総務大臣のお願いでございます。これについては、この解釈についてはいろいろあろうかと思えます。全てが、地方公務員の分がですね、東日本大震災の復興の部分に全部回るのかといたらこれは分かりません。正直に申し上げます。しかしながら、これらに対応するものとしては、地域経済の活性化ということで、元気の出る交付金等で対応をするという国の方針がでございます。これはまだ決定されておられません。わが町について、

何時これが執行されるかという通知はまだ来てございませんが、これらの補完処置もあるということに鑑み、国の要請を、これはやはり町として国の要請に答えるかという姿勢ではないかと考えているところでございますので、これが7月1日なぜなのかと申せば、7月1日から来年の3月31日までということで期間を明示されて協力要請が来ているということから、7月1日でございます。

なお、山形県においては、まだ職員団体の方にはっきりとした率の提示が成されていないという情報もありますので、県の状況を待っているというようなのであれば、その時期を視してしまうということになります。では、7月1日でなければ何時なのかということについて、今後の見通しも立たなくなるということもございます。ということから、真室川町としては、国の要請に答えるということから7月1日と決めさせていただいたものでございます。

後、地方公共6団体、これは当然のことながら最初のこの方針が出た段階で反対をしております。これに対して、結論はでなかったわけでございますが、表明はそれぞれされてございますが、その後の流れからどう変わってきたかと申しますと、全国においては、3つの特権以外は削減の方向に動いていますという情報。後、各市町村においては、49.7%、これは6月2日時点の状況でありますので、約半数が削減の方向ということで検討しているという情報がございます。それ以降の、この2日の状況が13日に総務省の方から公表されて以降、その後の更新がなされておられません。

後は、県内のこれまでに報道されました各市町村の状況からして、既に新庄、金山、後は寒河江、天童、東根、村山、酒田、長井、白鷹、飯豊。この中で、南陽、米沢が議会でこの提案は否決されたという情報がございます。この流れからすると、早晚これらの議題は当然いつかの段階では出さなければならないものと考えておりますし、これが延びて行くと言った場合に、何をどのような率でと判断が出来なくなると。国から示された期日でないものを今後どうやってそれを、やはり協力しようとなった場合に、じゃ何時から、どの位という算定根拠がなくなってしまうということも含めまして、今回の提案をやむなくせざるを得ないということに至ったものでございますので、是非ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 労使交渉の関係ですけれども、残念ながら労使交渉は3回程やったけれども、決裂したとこういう結果ですよね。労働条件の所謂変更については、労使協議が前提なんですよ。この労働組合法の中でも。このような賃金に関してですね、労使間協議を期間を十分に確保するというのが、確保して実施するというのがやはり基本であって、労働組合法で言えば第7条第2項の不誠実な団体交渉になるとこういうことです。私は、当町の場合は決裂ですから、合意には至ってないで押し切ったとこういうことになるわけでありましてけれども、他所のことを例に出して申し訳ないのですが、当町の場合、ある意味では誠意があるのかなど。所謂

3回も労使交渉をやっていますので、全然労使交渉もしないで議会にかけている町村もあるわけでありますから、そういう意味から分かるわけですが、いずれにしてもこれは決裂になっているわけですから、もしかしたら山形県の労働法にも触れているわけでありますので、山形県の労働委員会に救済の申し立てということが有りえるかもしれません。こういったことも踏まえてですね、恐らく町長も判断したんだろうと思います。

それから経済の関係はそうですね、町のですね、所謂税金、社会保険料これほどの位減になりますか。税金の件、あるいは社会保険料も含めてですね、どの位の額になるのかお問い合わせをしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） まず労使交渉でございます。やはり私も職員で労働組合の役員等をしたこともございます。こういった部類のものについては、やはり妥結というものはないのではないかと思います。人事院勧告の率が低すぎて、それを真室川町にそのまま適用するのかというようなやり取りの中でやむなしということは、当然あるかと思いますが、今回要請に協力するという観点で、しかも、既に交付税を削減された上で、外堀を埋められた中でのやむを得ない措置となれば、これは致し方ないという心情的なことはあったにしても、表面的には妥協しました、了解しましたということには、やはり組合の立場からすればこれはないものと私共は考えているところでございます。これ、やはり労使交渉というのは、これ1点1点だけではなく、やはりこれまで積み重ねてきている部分、例えば人員でありますとか、総合的な給与の水準でございまして、そこら辺についてはこれまでも継続して交渉を受けてございまして、場合によってはそれなりの対応をしてきているということもございまして、今般の交渉についても、これ1点のみではなく、例えば他のラスパイレス指数とかを使用して、削減率を出しておりますので、真室川が以外と削減額が低いということは、基からラスパイレス指数が低いということなのであります。したがって、今後の方向性と申しましては、他の市町村よりも一番低いというような水準では、組合としては非常にこれから先の行き先が非常に不安だということもございまして、後は、家族からの署名等も450人以上の署名もいただいたところであります。

これ1本やられてくれというようなことではなく、今まで積み重ねてきておりますいろいろな課題も町長も含めた中で解決に向けて検討していくというような回答をしておりますので、私共としては、これのみではなくて、総合的な権利関係、労働条件の改善と申しますか、変更と申しますか、それについては真摯に対応していくという回答を申し上げたところでございまして、組合としてはストライキを打ってでもこれに断固反対するというような内容でもございませぬので、これについては是非理解の上協力をして欲しいとお願いをした中での提案であったということでございまして、この経過についてもご理解をお願いしたいと思います。

ます。

後ですね、共済社会保障ということは共済組合関係、あるいは退職金組合関係への影響でございますけれども、細かい試算は今持って来ておりません。担当者においてはされてはおりますけれども、基本的に本俸に応じた全率で計算されますので、平均、これ2.1、3.1の平均削減率は2.6%ございます。したがって全体的な平均的には共済費及び退職手当に対する負担額については2.6%が減少すると、ただしその減少した分については、組合の方にもありますし、やはり年間予定しているその積立額というものを確保するために、特別措置がなされるのか、ある程度このなりになるのかについて、ちょっと難しいものがあるのかなと思います。実施している市町村と実施していない市町村がこれから出てきた場合に、退職手当に参加している市町村でバランスが崩れてくるかと思われまので、それらの対応が、今後どのようになされるのかということについては、今後の問題になろうかと思えます。これは議員ご指摘の通りの問題は生じる可能性がございますということでございます。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長 高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 課税については、その分が全部所得税対象になるかどうかという部分もございまして、また、個別のもの積上げということにはなりますが、単純に1,400万円としますと、町民税6%、県民税も合わせれば10%ということでございますので、それらを合わせまして10%とすれば、140万円位の減収かということは試算できると思えます。

○議長（佐藤忠吉） 3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 地方自治体の地方交付税に頼らなければ出来ないという、こういう弱さの中でですね、やはりこういうような理屈にも合わない、提案する方もすっきりとした提案の仕方がなかなか出来ない。これは当町だけの問題ではないわけでありまして、非常に私からすれば残念だなということと、後はやはり、政権交代してから、アベノミックスはデフレから脱却するというようなことを至上命題でやっているわけですね。それがですね、所謂財界とか経営者に対して、賃上げをしろと、こういうことをやっているわけですよ。片方では、財源の使い方が違うにしても、地方公務員の給与を下げるということ事態が、これデフレから脱却に、やはり私は言っていることと、やっていることがやはり違うと、こういうふうには思います。いずれにしても、最後に1点だけ聞いておきたいと思えますけれども、これ7月1日から素直にやる自治体もありますし、やらない所もありますと、遅れてするところもあるわけですが、これは所謂ペナルティ的なものがあると思っておりますか。もし、そういう、議会で否決すれば取り入れないということになるのですが、そういうことが頭の中に入っていて、このような展開。何らかの不利になるような要因というのはあるのですか。そのことを最後に聞いて、3回目ですので、質問を終わりたいと思えます。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 総務省の方ではペナルティはないと言っておりますけれども、それを丸々信用出来るのかなと心配はしておりますので、総務省の考えに沿いながらということで、このような提案をさせてもらった次第であります。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 同僚議員の方から、いろいろ聞いていただきましたが、私の方で少し分からなかったことをお聞きしたいと思います。まず、一つはですね、この国のこの要請の中で、町に入ってくる交付税、今年度の予算の交付税6,000万円位今減になっているのですが、その内、このことによる削減額が幾らなのか。その削減額の根拠となる数字ですね。例えば、財政需要額の基準財政需要額の何パーセントだとか、その根拠の数字ですよね。

後、同僚議員からも出ましたけれども、私、この3月の確か議会の中で、確かこの国家公務員の削減にかかって、地方公務員も削減しなくちゃいけないんだよときてるんだけれども、これはどういうふうにするんですかと言った時に、新庄、最上郡の総務課長会議なんかでも相談をするというような答弁をいただいたと思っております。ところがですね、実際に私、調べてみたのですが、これちょっと間違えたらあれなんですけれども、一番早いのが6月18日の新庄市なんですよね。6月18日の新庄市が一番早くて、今日はもう6月28日ですから、今日と明日と明後日のうちにしないと7月1日からは出来ない。つまりこれはさかのぼって例えば7月に、7月の3日か4日にやって7月1日からということは出来ないんですよね。その確認が一つですね。

そしてですね、ここの職員が1から2級が2.1%、3から6級が3.1%、真室川町のラスパイレスが12年度では103.1%になっているわけですよね。この2.1と3.1でこれラスパイラス100になるのかどうかですね。それと、その削減額、先ほど特別職が39万円、約40万円ですね、1,400万円削減になる。合計で1,440万円なのか。そこをちょっと確認させてください。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） まず交付税の方でございます。予算では6,000万円ということでございますが、その後いろいろと通知等の中でですね、職員給与費削減額というものでございますが、これ約4,000万円ということになってございます。計算上の話かと思えます。ということで、これは今月の半ばに本算定、交付税の本算定が行われますので、果たしてこれがその通りかということとは分かりません。ということで、ご理解をお願いします。まさに、普通の基準財政需要額の中での給与額が幾らかという話なのですが、これもいろいろ算定基礎には、給与費そのものという項目がございませんので、これを割り返すというのは非常に困難な作業であるということもご理解をいただきたいと思えます。一応、額としては4,000万円程という内容でございます。それでこれがどういう計算方法かと言われますと、それぞれですね、いろんな資料は財務省で持っているんですけれども、それを個別に対応したわけではなくて、例えばですね、

計算式がございませう。団体の総需要額にある一定率を掛けたものでございませう。これが△1.1%、この計算が4,000万円ということになってございませう。これらで、地方公務員の給与費減額、この計算に基づいた総額が8,504億円と言われているものでございませう。

後、7月1日という、基準日というわけではございませうが、要請されている7月1日にもしやらなかった場合、7月とか8月に、やはりこれは減額しなければならぬと言って、7月1日にさかのぼってやるということの是非でございませうけれども、行政上の話でございませう。不利益的なものについては、訴求することが出来ぬという大原則でございませう。法性上、なにかテクニックを使ったとしても、実質的に減少的に、例えば7月10日に決めて、7月1日からやりますといった場合に、その10日間に何事か生じた場合は、その分は補償されぬということか、計算が成り立たなくなるといふようなものでございませう。これはちょっと他の町村で7月1日に議決して、7月1日という同一施行は駄目なのかという質問を市町村課の方にしたようございませうけれども、7月1日の午前0時1分から例えば残業があった場合、突発的なことで給費の支払いが生じた場合、給与の手当とかですね、生じた場合は影響が出るのでそれは無理だという話になってございませうので、やはり7月10日とか8月1日になればやはりその1日おいた後ということになるかと思つてございませうので、これからやられる市町村においては、たぶん7月1日の即急はしないものと。新庄はもうしあげましたとおり18日、金山町が21日、私共が今日、舟形町もほぼ同様の提案を本日なされているところでありませう。郡内においては、4市町が実施を7月1日からするといふものでございませう。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 最上郡内でもですね、やった金山、私共が今日、舟形も今日。郡内のよその町村のことは関係ないだろうとは言ふだろうけれども、やはり最上郡の中でですね、ある程度やっぱり総務課長会議だつてあるだろうし、それから広域市町村事務組合もあると。そういった中でですね、このことについて話し合われた経過、例えば7月1日からやった方がよいんじゃないか、いやもううちはやらないよと、そういったことをですね、その会議等で、これは総務課長もそうですし、町長もそうなんです、それが経過があつたのかどうか。

それから、先ほど同僚議員の方から、これペナルティはあるのか、ペナルティは無いと言ひましたけれども、ただちょっとこれは情報が分かりませう。ただ、これをやったことによつてペナルティはないけれども、やらなかった人のペナルティはないけれども、ないかも分からないけれども、やった町村に対して、自治体に対してのその優遇措置といふのがあつたような感じ。例えば、防災減債とか、それから地域の元気づくり事業、そういったことをですね、優遇してくれるのではないかと私勝手にとつたんですが、それは総務課長の方の中のニュアンスでも結構ですが、それありませうか。そこ一つ。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 先ほど、総務課長会議の答弁、私漏れてまして申し訳ございません。何回か話は確かに行いました。その中に山形市長と山形県町村会の会長さんのところの部分、うちの町村会長の最上町については早々とやる方向ではないと対外的には表明をされていた経過を受けての話でございました。ですが、やるとしたらという当然想定もしなければならぬので、私の方としては、県の町村会とか、郡の町村会長がやらないという方向があれば、消極的なんだろうなというふうな意味合いを持ってございましたが、いや、やらざるを得ないとなった場合ドタバタするわけには行きませんので、ある程度の話は電話等を含めてやっていたところではございます。ということで、やはりこれは市町村独自の考えがございました。先ほど、新庄市においては10年程前の交付税削減の時に自主的に削減をしているところ、後は鮭川も自主的に削減措置、金山についても町立病院が新庄に移行することによっての職員給与の減額を求めた経過もございます。それぞれの市町村事情がございましたので、これを一律に率を決めてやるということは困難だろうと、課長会議の中でも話し合われたところでございます。後は、お分かりの通り、実施する級、私共は1から2、3から6でございしますが、これも他の町村で違います。だから、それぞれこれまでの経過等を踏まえた中でのやりくりをされたものと思います。期末勤勉手当は、金山は削減しますが、新庄はこれまでもやっているのではやらないとかですね、後は管理職手当等については削減済みなのではやらないとか、市町村事情によってこれを統一することは最初から困難だろうなという予測で入りましたが、やはり最終的にもそうでございました。ということで、それぞれの提案となった次第でございます。今回は統一は出来なかったという結果でございました。

後、優遇ということでございますけれども、地方公務員の方で8,500億円が全体で減額されるということで、ただ、国の言い方なのですが、災害に国家公務員の分を回します。災害復興費で国庫財源が非常に緊迫しているということを持って、地方公務員に減額を求めているのではないという名目か分かりませんが、議員がおっしゃる通り、全国防災事業費、緊急防災減債事業費、地域元気づくり事業費ということで、ほぼ減額と同額の予算措置をしているということでございます。言わば、これはやった方にだけ来るのか、やらないところには来ないのかについては、分かりません。これ、たぶんやらないから、交付しないとか、申請があってもオミットするということは、こういう補助金と申しますか、交付金の性格上出来ないだろうと思いますので、むしろ我々は堂々と他にある事業を使って削減した分を有効活用してあてて行きたいと考えている次第でございます。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） この話が出てから、私としてはやはり水害があって被災をしたという経験もあったから、特にそうなのかなと思っていましたけれども、国の職員の方も、財務局の主計局の方の話を書く時があって、7.8%すごく大変だったと。奥さんから「何かお父さん、悪い事で

もしたのか。」と言われたというような話もしました。生活を切り詰めながら今やっているのだということで、2年間は災害負債のために頑張らなくては行けないという話を聞いていましたので、そういうこともあったので、ラスパイでだったら7.8ではないので、まずは来年までというようなことで、仕方がないというところではないかと思っておりましたけれども、町村会に行ったら、何か雲行きが違うんですね。今言われた「やらない。」というようなことがあって、はっきり行ってビックリしました。それで、いろいろ話をしながら、最上郡としましてやはり意見が違っていました。それで、県の動向というものも確かにあったわけでした。そうこうしているうち、新庄市さん、あまり金山さんは言っていなかったのですが、21日いち早く決定したと聞いて、それぞれいろいろな事情があるのだろうなど。また、今大友議員が言われた情報を得ながらやっているところがあるのかという思いできたところです。本来ですと、首長のカットについて、最上郡でもやっていない首長も出てきたり、なかなかバラバラになってきていると。そういうところで、こういうところも一同として一緒にというのはなかなか難しくなっているのかなと、最上は一つだと会長も言っているのですが、その会長さんからいろいろまとまりが付きにくいと。これは職員のこともあるということで、いろいろな意見も出てきていると思っております。そういう現状であります。町としては、今まで説明してきた内容で進めて行きたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 各自治体にいろいろな事情があるのですが、うちの町はですね、自主財源が日情に乏しいわけです。25年度の予算の中で交付税の占める割合は61.3%位ですから、それで4,000万円それが住民サービスに全部跳ね返ってくる。そこから1,440万円、それでも256万というのはですね、住民サービスが。確かに、職員のいろんな生活設計もあるし、地域経済の影響もありますけれども、それも去ることながら、やはりその分が住民サービスの低下に繋がってもいけないということで、それから先ほども出ました震災復興ということで、このやった市町はですね、苦渋の選択という言い方を、これは新聞報道ですけれども、苦渋の選択として、国から迫られて、国の選択としてこれをやったんだというコメントが新聞等には載っていたようですが、そのことに関して町長はどういう考えでしょうか。それ1点で。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 様々な事情があるということを申し上げました。町として組合との協議の中でも、先ほど外山議員が言われた内容もあって、厳しいと、不安だというようなことはあろうかと思っております。しかしながら、期間的のところ、額的那のところ、小国町さんはラスパイゼロだということでやらない。分からない訳でもない。ある程度の額でということで、町としてはある程度理解して、組合側からも妥結とはならないわけでありましてけれども、ある程度のご理解をもらったのではないかと理解しながら、提案させてもらったところであります。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 先ほど、1から2と3から6の2.1、3.1の算定値がそれぞれ何でということについて、お答えをしておりませんでしたので。いろいろ計算方法はございます。基本的には国のものと同じものにしたという結果になりました。国は1から2、3から6という区分け、後、7から10という区分けをされておりますので、まず独自を出すにして、国との対比に合わせてやったという根拠がまず一つ。後はそれからバリエーションをつけまして、5つ、6つ程の案を出して計算をしました。担当の方で。ちょっと苦勞をしたようでございますけれども、やはりこういった給与減額となりますと、若年層の減額というのが大変厳しいということが理解出来ますので、なるべく勤めて数年の1級、2級の影響額をなるべく少なくしてやりたいと。その分、皆でという言い方はちょっと変なんですけれども、ある程度の額以上の者が薄く、広くカバーした方が良いのではないかとということでやりました結果、今出したたまたま国が出した1から2、3から6と符号しました。これが一番若年層に影響が少ない方法であると思って、このような2段階方式をやらせていただいたものでございます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありますか。9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 同僚議員からいろいろ出尽くしたのではないかと思いますけれども、ここで町長にお尋ねします。この削減の根拠と言いますか、大変、あやふやな部分があります。ただ、総務課長の話を聞いておきますと、いろいろな事業が盛り込まれていて、あるんだよと私は受け取ったんです。ということは、これからですね、そうした職員の給与を削減して、所謂水道の水を止めるような状況になるわけですよ。生活に大いに影響するわけです。そういう犠牲を払って削減をするわけですから、そして新しい事業をですね、本気で取り込む気があるのか、ないのか。そうやって住民サービスに答えて行くんだという考え、決意と申しますか、本当に犠牲をするわけですから、そうした面では町民に大きな大きなサービスを提供して行くのだという決意の弁をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） こういうことがなくても、今までいろんな面で情報を収集しながら、やってきたところだと認識しております。何度も言ってきましたが、徳洲会の介護老健施設についても一斉に報道された中でも、いち早く担当課の方で進めて、事業化に漕ぎ着けたという経緯があるわけでありまして。また、各課各課、全課です、いろいろな情報を収集しながらやってきておりますので、このような新たな取り組みについても、しっかりやって参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） それでは原案に反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど、議案第46号に関しまして、申し上げた様々な反対理由はこの47号につきましても共通いたしますので、ここでは繰り返しません。それに加えて、別に2点反対の理由を申し上げます。

一つは、地域経済に与える打撃が大きいという点で、先ほどの説明によれば1,400万円程給与が削減されると。町内への影響ははっきりとは分からない状況であるというお話でした。その金額は、多くは町内、あるいはこの地域内で消費されるべき金額になろうと私として考えております。その分、町の商業、工業につきまして大きな影響が出るに違ひなかと考えます。

もう一つの理由が、公務員の給与制度を根底から揺るがす問題であるという点でございます。震災以降公務員の役割というものが、改めて見直されております。多くの地方公共団体の職員は住民サービスのために精一杯頑張っているということも様々取り上げられたということは、記憶に新しいところでございます。この町におきましても、多く町職員の方々が町民のために奮闘されている日々を送っていると私は理解しております。そうした中で、人事院勧告に基づかないこのような形での給与削減、これは時限措置だからという理由で許されるものではなからうと思えます。一度、このような形で給与削減を許せば、何かしらの理由を付けて、また公務員の給与を一時的に減らしますよということが繰り返されないという補償はございません。そもそも労働基本権の代替措置として人事院勧告制度が作られ、そしてこの人事院勧告も地方におきましては人事委員会の勧告となると思われすけれども、これも民間の給与や国や近隣自治体等の給与も参考にした上でも決定していくと。当町におきましては、職員団体との話し合いの中での合意も得ながら給与制度については改定をすべきものであり、職員団体の同意も得られていない現状でこのような削減を行うというようなことには、断固反対をするということを申し述べます。

先ほどの46号で述べた様々な理由とただいま申し上げました2つ理由と、この一部にも同調していただける同僚議員の方は、是非ここは反対で同調願いたいということを申し伝えまして、私からの反対討論と致します。

○議長（佐藤忠吉） 次に原案に賛成者の発言を許可します。6番 大友又治君。

○6番（大友又治） それでは私から賛成討論をさせていただきます。

まず、前段といたしまして、地方交付税についてちょっと述べさせていただきます。ご存知の通り、地方交付税は、地方公共団体の税源の均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を補償し、どの地域においても一定の行政サービスを提供出来るよう、国税、5税の一定割合の額を国が地方公共団体に対して、交付するもので、普通交付税と特別交付税

があるのはご存知の通りでございます。普通交付税は、原則として総額の94%の額と法定されております。各地方公共団体について、合理的基準によって算定したあるべく一般財源としての基準財政需要額が同じくあるべく税収入として基準財政収入額を超える額、つまり財源不足額それを基礎として交付されております。逆に財政収入額が基準財政需要額を上回った場合、普通交付税は交付されず、不交付団体となるわけです。また、特別地方交付税は原則総額の6%で、基準財政需要額や基準財政収入額の算定に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。この普通交付税が交付されない団体にも、特別交付税は交付されております。

東日本大震災の復興財源にあてるため、国家公務員は2012年、平成24年度から2年間に亘り、平均7.8%の給与カットを実施しています。平成24年4月1日時点で全都道府県と市区町村の87.5%で給与水準が国より高くなっています。地方全体の平均も9年振りに国を上回ったとのことでございます。政府は国の水準を超える実態に対して、平成25年7月から国並みに引き下げよう要請しています。前段で延べました地方交付税を平成25年度約4,000億円減らしています。このことに関しては、交付税制度を通じた国の押し付けとして、都道府県知事47都道府県や政令指定都市市長20の8割が反対とのアンケート結果も報道されました。これは2月中旬から下旬にかけての調査でございます。この時点で、吉村美栄子知事も地方独自の大幅な削減努力を考慮しないばかりか、地方交付税を通して、一方的に削減を求めるやり方は、地方の自主性、独立性を阻害する、誠に遺憾とコメントし、地方経済に影響を及ぼすと懸念を表明しました。これは新聞報道でございます。それから、経過をしまして6月8日の新聞報道によりますと、県議会の代表質問、国から要請された職員給与削減への対応について吉村美栄子知事は、国の要請は地方の自立性を阻害する遺憾なことではあるものの、今後の県民生活に影響を及ぼすことは、出来るだけ避けなければならない。職員の生活、県財政、県内経済の影響、他県の動向などを悩みながら熟考した結果、住民サービスへの影響を重く捉え、財源を確保するため、他県と同様に職員に給与削減に協力を求めることにした。職員団体と十分に話し合い、職員の理解が得られるよう最大限努力する。削減幅については、国の措置を基本とするが、これまでの行革努力、職員の生活、地域経済の影響等を含め、総合的に考えると答弁しております。これは新聞報道の通りでございます。県内市町においても、7月1日から来年3月31日までの9ヶ月、ラスパイレス指数を基に、100に下がるよう試算した削減をしています。7月27日現在のデータが間違っているかも分かりませんが、12市町が削減をしている。南陽市議会と米沢市議会が削減案を否決したのはご存知の通りでございます。可決した市町も不本意ながら交付税削減による住民サービス低下を回避する、震災復興の加速のためにやむなしという苦渋の選択となっております。真室川町の平成25年度一般会計予算47億5,300万円の内、地方交付税は29億1,574万円で、歳入に占める割合は61.3%となっております。平成24年度と比較して6,021万円の

減で、交付税の今回の削減額、基準財政需要額の1.1%、約4,000万円とのことでございます。自主財源の乏しい我が町にとって、地方交付税の削減は死活問題でございます。ラスパイレス指数が100となる平均3.1%の削減額は、これは特別職と合わせて約1,440万円であり、差し引き2,560万円、このままではこの分は住民サービスの低下に繋がるとも言えます。更なる経費削減努力も必要になります。また、他町の中でも、その足りない分を経費削減で補うと言った市長もでございます。職員の生活設計、地域経済への影響はありますが、住民サービスの低下の回避、東日本大震災の被災地、被災者を思う時、他の市町と同じく苦渋の選択ですが、賛成せざるを得ないと私は思います。

議会は住民を代表する公選の職を持って構成される地方公共団体の意思決定機関です。議会には、住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断しなければならないとされています。議会の使命は、第一は、地方公共団体の具体的施策を最終的に決定することであり、第二は、議会が決定した施策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理、事業の実施が全て適用、適正に、しかも公平に公立的に、そして民主的に成されているかどうかを判断し、監視することでもあります。議員の職責は、議員が行う質問、質疑、討論は同時に住民の疑問であり、意見であり、票決において投ずる1票は、住民の立場に立っての真剣な1票でなければなりません。また、議員は、住民全体の代表者であり、奉仕者であり、これが議員の本質というべきであります。前述の2つの使命、すなわち具体的な政策の最終決定と、行財政運営の批判と監視を完全に達成出来るよう、議会の一員として懸命に努力することが、議員の職責であると思えます。議会の使命、議員の職責を果たしていくことが何よりも大切であると存じます。

私の個人の意見、私見になりますが、職員にのみ傷みを与えて、議員が今臨時会で自らの報酬削減を発議出来なかったことに対して、忸怩たる思いがございます。議員諸子の賛同をお願いして、私の賛成討論を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認めます。討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成者起立 ）

○議長（佐藤忠吉） はい、有難うございます。起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第6、議案第48号 町有財産の売却について。**

○議長（佐藤忠吉） 日程第7、議案第49号 町有財産の無償譲渡についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 議案第48号 町有財産の売却についてであります。本件は統合による廃校跡地の有効活用と、産業振興、および雇用機会の拡大のため、旧及位中学校敷地16,140㎡のうち、グラウンド部分8,903㎡を、事業拡張を行う株式会社庄司製材所に売却するため、地方自治法および町条例の規定により、議決を求めるものであります。

議案第49号 町有財産の無償譲渡についてであります。本件は議案第48号で説明しました、旧及位中学校敷地のうち、売却するグラウンド部分に依存する倉庫等を株式会社庄司製材所に、無償譲渡するため、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。宜しく願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を行います。質疑ありませんか。1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 1点だけお伺いをします。議案48号に関してであります。売却金額の算定に当たりまして、ちょっと不確かな情報で申し訳ないのですが、近隣住民の方からこの及位中グラウンドが県土整備に掛かるのではないかというお話を伺いました。それが正確かどうかということをお聞きしたいのと、その際、例えば用地買収等で、金額が変わって来ることが有り得るか有り得ないかをお伺いします。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 売却価格についてでございますが、これについては固定資産税の評価等のうちの方では持っております。数十ポイントあるのですが、現実的にその土地を売買する時には、個別評価と。宅地であっても各地で比重をして、適正な売買を行うことが通常となっておりますので、私共についても、今般、売却をするのは初めてでございます。梅香苑には無償貸与してございますが、今般、売却については初めてでございますので、慎重を期するため不動産鑑定士による不動産鑑定を行っていただき、それぞれの角度からどの金額が望ましいのかというようなことの評価の結果を貰いまして、このグラウンド部分についての単価を導きだして、今般の契約金額としたものでございます。

その県土整備でございます。ご存知の通りグラウンド途中までは広くて、途中から狭くなっていると。それから先の、今のカーブですね、カーブと申しますか中学校を超えてからのカーブが改良されるというような、将来計画については、はっきりしたものではありませんが、あると聞いてございますが、その法線が決まったという情報は今のところ得ておりません。もし、なったとしてグラウンド用地の価格と、その所謂県土敷地としての売却価格が異なるということでございますが、これはやはり県の方が一応路線的に、面的賠償をする場合と、線的に買収する場合の評価を行って、その価格をもって買収を行うものになってございますので、県の買収価格が如何に設定されるかということについては、ちょっと私共は関与出来ないものと考えて

ございますので、イコールになればそれは誰しも納得となるのですが、もし、違った場合は、やはりそれは県の鑑定の結果、評価の結果ということになるかと思いますので私共がそれらについて左右出来るものではございませんし、ちょうどどのようになるかということの予測も今のところは分からない状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） この件に関しましては、議員の皆さんからいろいろなご提案をいただいて進めてきたところでありまして、町だけではなくて、総合支庁の各部長さん方もいろいろな情報を得ながら、まず間違いなく操業するというようなことで、進めてきているところであります。

仮に、そういう道路ということがあれば、総合支庁の皆さんから話が出てこないわけではないと思っております。町と庄司製材所とでそういうことをやったとしたら、それはもう大変なことだと思っておりますし、決してそのようなことは無く、もう機械も7月から早々に発注しながら進めるというふうなお話も聞いているところであります。先般、契約等の話をした際も、校舎の方も野菜工場的なことで、熱利用をしながらやっていきたいというふうなことでは、総合支庁と一体になりながら進めて行く、当然町も入っているわけですけども、そのように聞いております。今、道路等についてというふうなことでは、初めて聞いたところであります。

○議長（佐藤忠吉） 1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 総務課長の答弁と町長の答弁で、齟齬があるとまでは申しませんが、少し内容を整理してまとめていただけますか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 私が申し上げた部分につきましては、先の話でございます。現在、改良済みで拡張されておりますので、その先がもし改良されれば、極一部は掛かる可能性は否定出来ないという立場から申し上げたものでございまして、町長は、今私共が売ったグラウンドとか、これから利用されている土地が大きく買収されることはないという立場での発言でございますので、その辺よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 6月議会で、測量費と資産評価の予算を組んだわけですけども、それは終了したということで良いんですか。それで、提案理由の中で、やはり雇用創出、産業の振興とかそういう提案理由になっておりますけれども、6月の議会では、今回は土地だけのあれなんですけれども、建物が全然入っていないわけですね。だから、廃材を燃やしてボイラーをとという話まで行っているわけですね。その先が今先ほど町長が答弁したことに繋がっていくと思うのですが、新たにそういうあれが出てきた場合には、体育館とか校舎とかいうような部分について、また新たに交渉になると。今回はあくまでもグラウンドの8,093㎡の部分だけと。これからも、またそういうような事業の進め方によっては、いろんな売却、あるいは無償とかいろん

なことがあるわけですが、そういったことが発生するというので良いんですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） グラウンド売却です。後、体育館等は無償貸与。後、倉庫等を貸与ということで、建物についても貸与するという予定です。

○議長（佐藤忠吉） 他に質問ありませんか。6番 大友又治君。

○6番（大友又治） そうすると16,140の内、約半分を売って、そして建物の下の土地も貸与するので、そのままということによいわけですか。今の解釈は、それですね、この平米辺り、1,760円。土地の場合はですね、民間の経理の場合ですと、例えば、その土地を求めた時に、求めた時がこの位の価格だったと、そしてそれを敷地造成工事をしたりとかして、そこの価値が上がった、それを全部加えちゃうんですね。例えば、2,000万円の土地だった、そこへ500万円の投資をしたら、2,500万円でその土地を取得したと台帳に…。財産調書の中には、この分ですね、この及位中学校の16,140㎡でいいです。それがどの位の財産調書として町に残っているのか、それが分かりましたら教えてください。結果が半分が良いのかどうか分かりませんが、だから例えば、当初に取得した金額がそこへ投資した金額が幾らだったのか。これは後々バランスシートあたりとも関係してくると思いますので。

それから後、その路線価格というのはどうなんでしょう。この平米1,760円でこのグラウンドの土地が取引されるということが、例えば、近隣の今度ですね、何かの宅地の取り引きの時の参考にされるのではないかと。この路線価格との差、その辺がもし分かりましたら。当初の価格との差、それから路線価格との差、これもし分からなければ及位中の学校用地16,140㎡がどれ位の価値で、町の役場の簿価となっているのかそこを教えてください。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 正確なその土地の経過についてはちょっと。当時、及位中学校の前進を建てるにあたっては寄附をいただいたというふうにお聞きしております。したがって、価値と申しますか、あえて申せばその情勢表ですか、そういったものは考慮はされるものだろうとは思っております。ですが、例えば、それをやりますと、一般の方については、その使う用途からして、その丸々盛り込んでしまいますとすごい金額になってしまうということもございません。私共では、その適正な評価で出来ないということで、土地鑑定評価を頼んだものでございますので、いろいろございます。宅地の個別評価批准という手法をもってですね、道路と平坦でないですとか、後、各地としては奥行長大とか、いろいろな条件がございます。それらの要素をもってして、計算していただいた金額が1㎡あたりグラウンドにあっては1,760円であるという鑑定士の評価をもらったので、これを当てるのが妥当であろうと考えた次第でございます。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） この金額。これは産業振興の観点から、私は低すぎるとか言うつもりはないのですが、そういったやはり近隣との今後のこともあるのかなと思ったので、それをお聞きしたわけですね。

それで、この前にもちょっとお聞きしたのですが、あそこがランデブーポイントの候補になっている、これはもう完全に売却になったわけですから、この売却したこの1,424万3,000円、一般会計の補正のところにも関係するので、またその時も聞きますが、そのランデブーポイントをですね、このお金で新たなランデブーポイントの代替地を求めるようなそういう考えはありませんか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 前にもちょっとお答えしたか、個別でお話したかと思うのですが、当初釜淵地区、人口密集地帯で効率的なことを考えれば、釜淵地区に私共としてランデブーポイントを設定したかったという経過で、後は、最上広域及び実際運営する県の方ですね、場所を見た結果、釜淵地区には候補地の中では妥当な土地がなかったということから、及位中学校の当面利用していないグラウンドがあるということで、及位中学校に持っていったという経過でございます。したがって、今般この土地を売却して、また使わせてくれとかそういうことは出来ませんので、私共としては、もう一度釜淵地区を精査して、有効な土地を探すつもりでございます。もし、これは断言は出来ませんが、買い取らなければその土地が確保出来ないというようなことであれば、それらも考慮に入れて検討を進めて参りたい、早急に検討したいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 釜淵地区にもう一回精査をしてですね、もし必要であれば私この予定していた土地を売ったのですから、そこの売った、残ったものはですね、そっちの方に…。まあ、いいや、今度は補正の時にまた言います。だから、そういう、もし適当な場所が、これはいろんな観点から総務課長が即決出来ることではないのですが、もし、これはどっからみても、いろんな観点からいいなと思ったら、購入の意思があるかどうか。町長でもいいです。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 検討はしてきたところであります。どうなるか分からない点はメタルさんが全て建物を壊してあっちに行った場合、というようなことも考えたところがありますけれども、建物、本社機能を残すというようなことでありますので、有り難く思っております。他のところについても、今後対象となりうる所が出てきましたら、なんとか探さなくてはならないということがありますので、いろいろな候補地を探しながら検討して参りたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 他に質疑ございますか。8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 1点だけ伺いたいと思います。今回1,400万円の売却代金の内、1,000万円を基

金の方に繰り入れて、残りが雇用奨励金ということで出しているようですけれども、この奨励金というのは、当然ながら町単費を出すのですか。

(「補正に出ている」の声あり)

ここで聞いてもいいだろう。

○議長(佐藤忠吉) それは、補正がありますので、補正で質疑をお願いします。
他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。
これより、本案を採決いたします。
はじめに、議案第48号 町有財産の売却について採決いたします。
本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第49号 町有財産の無償譲渡について採決いたします。
本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) ここで、会議を閉じ休憩いたします。会議の再開を3時15分とします。

(午後 3時 5分)

(休 憩)

(午後 3時15分)

○議長(佐藤忠吉) 休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長(佐藤忠吉) **日程第8**、議案第50号 平成25年度ロータリ除雪車購入契約の締結についてを
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 井上薫君。

○町長(井上薫) 議案第50号 平成25年度ロータリ除雪車購入契約の締結についてであります。

本件は、ロータリ除雪車1台の購入契約を6月14日付で締結したので、地方自治法および町条例の規定に基づき、議決を求めるものであります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を行います。質疑ありませんか。2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） 用紙の中に、議案第50号というものがあつて、契約の相手方、山形県新庄市大字福田字福田山711番地の69、株式会社KCMJ山形営業所とありますが、今日の第4回臨時議会の議案の概要の中には、KCMというふうになっています。山形営業所。これは確かにKCMという会社とKCMJという会社があるんですよ。それではちょっと内容が違つてきますので。

そして、もう1点。契約の金額が3,097万5,000円の金額ですが、これの通常の小売価格がどれ位のものをこれ位の3千万円ちょっとという金額で落札したのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） KCMとKCMJの違いでございますが、私が作成してお渡しした議案概要の記述が間違つております。KCMJでございます。大変申し訳ございません。訂正方よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長 高橋忠君。

○建設課長（高橋忠） なんといいますか、定価といいますか、それにつきましては担当の職員が今日出張してございまして、だいたい75%位の目途でございまして、税込みの4,730万円程を見込んでございました。

○2番（菅原道雄） はい、了解しました。

○建設課長（高橋忠） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第9**、議案第51号 平成25年度真室川町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 議案第51号 平成25年度真室川町一般会計補正予算についてであります。本件は規定の歳入歳出予算総額47億9,640万円に、歳入歳出それぞれ1,424万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれを48億1,064万3,000円と定めた補正予算であります。歳入につきましては、15款財産売却収入の旧及位中学校の敷地の一部の売却費1,424万3,000円であります。歳出につきましては、5款労働費の雇用対策費において産業振興条例の用地取得奨励金427万3,000円の増額、2款総務費の財産管理費で財産調整基金積立金997万円であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を行います。質疑ありませんか。8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 先ほどは質問する項目を間違えて大変失礼しました。

今回グラウンド売却ということで、1,400万円の収入があったわけなんです。まずその内の約1,000万円は財政調整基金にするということですが、例えば、町には現在町営設備整備基金とありますよね。そういうものに積むべきではないのかと。調整基金というのはある一定の期間というものは、動かせない、自由にならない財源のように思うのですが、その辺如何ですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 町営施設を売却したものでございますので、そういった考えも当然かと思えますけれども、今後ですね、ここの部分で無い旧校舎、旧体育館についての利用も予定されていると。具体的に言った段階で産業振興条例の中にも、便宜の供与ということがございまして、認めた場合、その事業を行って、町としても便宜を供与すると。例えば、その段差の解消でありますとか、いろいろな今後の整備計画によっては、町に対しての協力が求められる場合もあるだろうと。また、県と町が協力して、その現在予定されております木質バイオマスを利用したボイラー熱による事業ということに関して、如何なる、現在のところでははっきりした物としては形が出てきておりませんが、想定されるものがございます。そういった際に、事業者に対して便宜供与を行って、更に事業拡大と雇用拡大を行っていただくというようなこともございますので、ここで目的を持ったものではなく、折角、この産業振興条例もございまして、その便宜供与の部分に対応すべく、一般財源でありますところの財調に積み立てした方がよりフットワークが軽いのではないかと考えたわけでございます。

○議長（佐藤忠吉） 8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 1,400万円ですから、当然不動産取得税もかかるわけですが、これらに対する、今回は雇用条例用地取得奨励金ですか、これは町単の財源ですか、これらに対する、例えば、今回は用地取得なんです。例えば、企業が業務拡張する場合における、機械、建物、あらゆる分野にこういうものが該当出来るのか。そして、その基準というのがどうなっているのか教えてください。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長 庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） ただいまのご質問の最初に、町の事業なのかというようなことですが、町の振興条例ということで、町の一般財源でございます。それから、この度の計上されたのは、用地取得奨励金というようなことでございまして、これからですね、例えば、今の計画でございますと、製材所を拡張するというようなことで、これは建物が建ったり、そういった機械類が入ってまいります。そうした場合に、操業奨励金というようなものがございまして、そういったものが、それに係る固定資産税でございますが、それについては3年間係った分の固定資産税に対して助成していくというようなものがございまして。

○議長（佐藤忠吉） 8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） もう一つ、この奨励制度というのはだいぶ前から始まったと思うのですが、ここ近年、こういう奨励金を出した事例、どの位あるのですか。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長 庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） 産業振興条例に3種類程ありますけれども、土地取得奨励金というように、それについてお答えしたいと思います。この条例制定いたしましたのが、平成19年で、20年から交付が始まっております。そして、土地の取得というものが今まで2件程ございました。平成20年に2つの会社に土地奨励金を交付しております。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。他に質疑ありますか。企画課長 庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） 今、金額について漏れておりましたので、答弁させていただきます。

2つの会社に合計2つで、314万4,600円というようにお金を交付しております。

○議長（佐藤忠吉） よろしいですか。質疑ありませんか。1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 1点だけ、経緯についてお伺いしたいことがございます。先ほどの議決されたことを蒸し返すつもりはございませんが、たまたま今回の財産収入1,400万円程と、先ほどの職員給与削減の額に非常に似通った額が臨時に収入として入ってくるということで、先ほどの議決、既に決まったことですので、蒸し返しませぬし、この予算についての賛否にも直接関係はございませんが、こういったお金を活用して、少しでも職員給与削減の幅を抑えるなどという検討はなされなかったかどうか、1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） はっきり申し上げて、しておりません。給与削減分については申し上げましたが、若年層の給与のレベルをですね、今後如何に改善していくかということの話し合い協議を労働組合とも行うというようなことでの、そちらはそのような改善だと。これはやはり町有財産の売却ですので、しかも一般競争入札、所謂私共の不要地ということでした、まあ、不要地という言葉が適切かどうか分かりませんが、利用が見出されなくて、一般競争入札といった場合には、ある程度利用目的がはっきりしないと申しますか、まさに一般財源的な要素なの

で、そういった諸々の全体の中で振り分けるという考え方としてはあるかと思いますが、これはまさに企業が事業拡張を行うために、しかも雇用拡大と。更に次なるステップも模索しているということからの売却収入でございますから、一般財源でございますが、出来ればそちらに主を、主をと言いますか目をそちらに向けたような、今回の財産の使い道に将来向けて行きたいと考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 将来的なことも考えて、参考までにお聞きしたいのですが、法的にはこういった収入を、例えば人件費関係に回すということは問題があるかどうかということをお1点だけお答えをお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 法的にはございません。一般財源でございます。一般会計の中でございます。ただ、今回財調に組み入れさせていただきましたので、財調を取り崩すという時は、それなりの目的があつて行くと。一般財源としても、これこれの支出が必要なので基金を取り崩しますというような目的が必要でございますので、法的には特段の問題はございません。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第10、発議第11号 真室川町議会活性化特別委員会設置に関する決議を議題といたします。**

主旨説明を求めます。9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 発議第11号 真室川町議会活性化特別委員会設置に関する決議。真室川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成25年6月28日。真室川町議会議長 佐藤忠吉殿。提出者 真室川町議会議員 佐藤一廣、賛成者 真室川町議会議員 外山正利、賛成者 真室川町議会議員 大友又治。

主旨説明、本案は、議会の活性化並びに議会改革について調査を行い、住民に開かれた議会をめざし、会議公開の原則を実質的に具体化するため、特別委員会を設置し、調査検討を行うため提案するものでございます。

真室川町議会活性化特別委員会設置に関する決議。次のとおり、真室川町活性化特別委員会を設置するものとする。記。1. 名称 真室川町議会活性化特別委員会。2. 設置目的 議会活性化並びに議会改革について調査研究を行うため。3. 委員定数 5人。4. 調査期間 任期（2年）中、調査が終了するまで。以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） お諮りします。

ただいま設置されました真室川町議会活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、3番 外山正利君、6番 大友又治君、7番 五十嵐久芳君、9番 佐藤一廣君、10番 佐藤勝徳君、以上5名の方を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました5人を真室川町議会活性化特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

この際、真室川町議会活性化特別委員会の正副委員長互選のために、休憩し、真室川町議会活性化特別委員会を招集いたします。

暫時休憩いたします。

活性化委員の方は、この議場で委員会を行いますので、それ以外の方は、本席をお外れいただきたいと思っております。なお、委員会終了次第連絡をいたしますので、また、この場にお集まりいただきたいと思っております。

(午後 3時30分)

(休 憩)

(午後 3時45分)

○議長 (佐藤忠吉) 休憩を閉じ、会議を再開します。

真室川町議会活性化特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に、佐藤勝徳君、副委員長に五十嵐久芳君、以上のとおり互選されました。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加したいと思いますか、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

これからの議事は追加日程にしたがって進めてまいります。

○議長 (佐藤忠吉) **追加日程第1** 真室川町議会活性化特別委員会の閉会中の継続調査申し出書を議題といたします。

委員長より説明を求めます。議会活性化特別委員長 佐藤勝徳君。

○議会活性化特別委員長 (佐藤勝徳)

平成25年6月28日

真室川町議会議長 佐藤忠吉 殿

議会活性化特別委員長 佐藤勝徳

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出いたします。

記

1. 事 件 名 議会活性化並びに議会改革についての調査研究
 2. 調 査 内 容 閉会中、委員会を開催し、慎重に調査研究を展開しながら必要に応じて町村の状況等の視察研修する。
 3. 調 査 委 員 本委員会所属委員全員
- 以上であります。

○議長 (佐藤忠吉) お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） 以上をもって、本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。会議を閉じます。

よって、平成25年第4回真室川町議会臨時会は、これをもって閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

（午後 3時50分）